

うるま市景観賞実施要項

(目的)

第1条 この要項は、うるま市景観条例（平成23年うるま市条例第5号）第22条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物、工作物、景観づくりに係る活動等について、その所有者、事業者等を表彰することにより、魅力あるうるま市の景観づくりに寄与すること、及び市民、事業者、各種団体等の意識高揚を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、地域の特長、魅力、美しさや潤いを感じられ、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物、工作物、景観づくりに係る活動等とする。

2 表彰の対象は、うるま市内において募集期間までに完成したもので、道路等公共の場所から自由に見ることができ、又は一般に開放されたものとする。ただし、必要な法的手続きを完了していなければならない。

3 第1項に掲げる表彰の対象物について、次の表の左欄に掲げる部門ごとに募集を行う。

部門	対象物件
建築物・まちなみ部門	<ul style="list-style-type: none">○建築物（民間・公共は問わない。）<ul style="list-style-type: none">・住宅、店舗、事業所、工場、学校、幼稚園、公営住宅 等○建築物の付属物（門、塀 等）○緑化<ul style="list-style-type: none">・敷地内緑化、屋上・壁面緑化・花壇、生垣、屋敷林、街路樹、シンボリックな樹木 等○工作物<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物、案内板、夜間照明でライトアップしたもの 等・ベンチ、ストリートファニチュア、街灯 等・壁画、彫刻、モニュメント、ランドマーク 等・道路、橋、広場、公園、河川、水辺の空間 等
活動部門	<ul style="list-style-type: none">○清掃・美化活動<ul style="list-style-type: none">・道路、公園、海岸、河川、商店街、集落、事業所、学校、カー（湧水・井戸）等○自然保護活動<ul style="list-style-type: none">・海岸、河川、丘陵、農村空間等における自然保護・景観保全の活動○地域の原風景を後世に継承する伝統行事・芸能・まつり等の活動○景観づくりの意識啓発活動

	○地域住民や事業者等の合意による景観ルールづくりと実践など
--	-------------------------------

(対象の除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象としない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定されたもの
- (2) 自然の風景、眺望
- (3) この要項により過去に建築物・まちなみ部門として表彰されたもの又は前回に活動部門として表彰されたもの
- (4) その他、この主旨に合わないもの

(選考の方法)

第4条 対象となる物件は、応募及び推薦があったものの中から特に優れた物件を選考し、部門ごとに受賞物件を決定する。

- 2 選考基準に該当する物件がない場合には、受賞物件を選定しない。
- 3 表彰は原則として、毎年1回行うものとする。

(表彰の対象)

第5条 表彰は市長が行うものとし、受賞決定の発表後、表彰式を実施する。

2 次の表の左欄に掲げる部門における中欄の対象者に対し、右欄に掲げるものを授与する。

部門	表彰の対象	授与するもの
建築物・まちなみ部門	所有者	表彰状、銘板
	設計者、施工者	表彰状
活動部門	主体である市民、事業者又は団体等	表彰状

- 3 受賞物件が推薦による表彰の場合には、推薦者に記念品を贈呈する。
- 4 第2項の規定により銘板を授与された者は、当該授与の対象物に当該銘板を設置するものとする。この場合において、当該銘板の設置は、当該対象物及びその周辺の環境との調和に配慮して行うものとする。

(功績の公表)

第6条 前条第1項の規定により表彰を行ったときは、表彰を受けたものの同意を得て、その功績を市の広報紙及びホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。

(応募方法等)

第7条 自薦及び他薦、応募者の居住地を問わず1人何点でも応募できるものとする。

2 応募は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、カラー写真2枚以上（遠景・近景等）を添付して、都市計画課景観形成係までEメール、郵送又は持参する。

(審査の方法)

第8条 応募、推薦のあった物件の中から、うるま市景観みどり審議会（以下「審議会と

いう。)が審査選考し、市長が決定する。

2 選考は、次の各号により実施する。

- (1) 第1次審査：提出された書類による選考
- (2) 現地視察：書類審査で選考された物件について実施
- (3) 最終審査：前2号を総合的に審査し選考

3 審査にあたっては、準備会を置き、応募及び推薦物件を審査するための必要情報を整理し、審議会に報告する。

4 準備会は、都市計画部都市計画課の職員で構成する。

(庶務)

第9条 景観賞に係る庶務は、都市計画部都市計画課が行う。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年12月1日から施行する。

改 正

平成27年3月25日